

阿久比町完全週休2日制・週休2日制工事実施ガイドライン

1 趣旨・目的

建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の完全週休2日制、週休2日制工事に取り組む。

2 対象工事

阿久比町の発注工事で、令和6年4月1日以降に設計金額2,000万円以上の工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

3 週休2日制の形式

週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工を実施する。

イ 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (イ) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (ロ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (ハ) 夏季休暇（3日間）
- (ニ) 年末年始休暇（6日間）
- (ホ) 工場製作のみの期間
- (ヘ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週
- (ト) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週
- (フ) 工事全体を一時中止している期間

(リ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

ロ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工を実施する。

イ 対象期間

3(1)イに同じ。

ロ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工とし、対象期間の全日数の28.5%（2/7）以上の日数とする。

4 取組内容

取組内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書の（施工条件の明示）において、以下のことを明示する。

- ・本要領の対象工事であるか否か
- ・対象工事の場合で、3(1)イ(リ)に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
- ・対象外工事の場合はその理由

(2) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。

(3) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。

(4) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況

(休工日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。

- (5) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

5 週休2日の取得に要する費用の計上

週休2日制工事等の取り組みを推進するため、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。

(1) 休工状況の適用区分

対象期間(3(1)イ及び3(2)イ)の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合(以下「休工割合」という。)に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

イ 4週8休以上 休工割合が28.5%以上の場合

ロ 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25%以上28.5%未満の場合

ハ 4週6休以上4週7休未満 休工割合が21.4%以上25%未満の場合

(2) 休工割合の算出方法

休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする(参考1、2参照)。

イ 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

ロ 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ハ 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工と認める。

(3) 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

イ 4週8休以上

・労務費 1.05

・機械経費(賃料) 1.04

・共通仮設費率 1.04

・現場管理費率 1.06

・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙1、2による

- ロ 4週7休以上4週8休未満
 - ・労務費 1.03
 - ・機械経費（賃料） 1.03
 - ・共通仮設費率 1.03
 - ・現場管理費率 1.04
 - ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙1、2による

- ハ 4週6休以上4週7休未満
 - ・労務費 1.01
 - ・機械経費（賃料） 1.01
 - ・共通仮設費率 1.02
 - ・現場管理費率 1.03
 - ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙1、2による

(4) 補正方法等

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和6月4月1日から施行する。

(参考1) 完全週休2日制工事

(□: 工事実施日)							完全週休2日取得率			休日取得率		
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工週間数	備考	日数	休工日数	備考
準備期間←			施工開始日 □	休日※1 休工	□	休工	-	-	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	-	-	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。	7	2	
□	□	□	□	□	□	休工	0.5	0.5	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	休日※1 休工	□	夏季休暇(3日間)			0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日※1 休工	□	休工	1	1		7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	1	0	雨天による振替休工は休工と認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	1	0	土曜日に工事を実施(振替休工なし)したためカウントしない。	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	1	1		7	2	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		-	-	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	-	-	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日※2 休工							-	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	-	-	上記の休工日数に含む。
取得率							7	5	完全週休2日取得率=71.4%※2(5週間/7週間)	47	15	休日取得率=31.9%※2(15日/47日)
工事成績評定							完全週休2日取得率=71.4% > 70% かつ 休日取得率=31.9% > 28.5% ⇒評価対象					
経費の補正							休日取得率=31.9% > 28.5% ⇒4週8休以上として補正対象					

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

(参考2) 週休2日制工事

							休日取得率		
(□: 工事実施日)							日数	休工日数	備考
日	月	火	水	木	金	土			
準備期間←			施工開始日 □	休日※1 休工	□	休工	-	-	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
←発注者が非対象とする作業を実施する期間→									
休工	□	休日※1 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日※1 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		-	-	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日※2 休工							-	-	上記の休工日数に含む。
取得率							47	15	休日取得率 = 31.9%※2 (15日/47日)
工事成績評定							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒評価対象		
経費の補正							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒4週8休以上として補正対象		

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

別紙1

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上・ 4週7休未満	4週7休以上・ 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価

別紙 2

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上・ 4週7休未満	4週7休以上・ 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02